

4月のごみ収集日について（お知らせ）

4月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆4月のごみ収集日予定表（日付は4月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 栄	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	3日(火)	2日(月)	6日(金)	5日(木)	6日(金)	2日(月)	4日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	10日(火)	9日(月) 30日(月)	13日(金)	12日(木)	13日(金)	9日(月) 30日(月)	11日(水)
缶 (第3・第5曜日)	17日(火)	16日(月) 30日(月)	20日(金)	19日(木)	20日(金)	16日(月) 30日(月)	18日(水)
プラスチック (第3曜日)	17日(火)	16日(月)	20日(金)	19日(木)	20日(金)	16日(月)	18日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	24日(火)	23日(月)	27日(金)	26日(木)	27日(金)	23日(月)	25日(木)
紙 類	火 3・10・ 17・24	月 2・9・16・ 23・30	金 6・13・ 20・27	木 5・12・ 19・26	金 6・13・ 20・27	月 2・9・16・ 23・30	水 4・11・ 18・25
もやせるごみ	火・金 3・6・ 10・13・ 17・20・ 24・27	月・木 2・5・9・12・16・19・23・26・ 30	月・水・木 2・4・5・9・11・12・ 16・18・19・23・25・ 26・30	火・水・金 3・4・6・10・ 11・13・17・ 18・20・24・ 25・27			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れ出してください。

◎スプレー缶や使い捨てガライターのごみの出し方について

- 次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。
- ★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切る。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
- ★ガライターは、ガスを使い切る。

◎事業系のごみ排出について

食堂・商店・事業所などから発生した事業系のごみは、地域の集積所に出すことはできません。地域の集積所は一般家庭用ごみのための集積所です。事業系のごみは適正に分別し、処理施設へ自己搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に委託してください。なお、一般廃棄物処理業許可業者の一覧は「ごみの分別・出し方ガイドブック」に記載しています。

◎角田衛生センターのごみ搬入受付時間変更について

ごみ搬入の受付時間については、これまで受付終了時間を午後6時まで延長して対応してきましたが、下記の通り変更することになりました。ごみ搬入の際には、お間違えのないようご注意ください。

- ①変更年月日 平成19年4月2日(月)～
 - ②変更内容 変更前は「午前8時30分から午後6時まで」でしたが、**変更後は「午前8時30分から午後5時まで」**となります。
- ※各ご家庭などに配布している「ごみ分別・出し方ガイドブック」やポスターにつきましても、記載している受付時間を訂正いただきますよう併せてお願いします。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 4月5日(木)、19日(木) 11:00～11:30(時間厳守)
 - 場所 健康センター前
- (注意事項) 犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください(保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります)。猫の場合は、必ず麻袋(土のう袋は不可)など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第8回特別弔慰金の申請はお済みですか？

☎福祉事務所
☎22-1400

●支給条件および支給内容
戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

●対象となるご遺族
次の順番による先順位のご遺族お一人です。
①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権取得者
②戦没者の子
③戦没者と生計関係を有しており、戦没者などと氏が同じである

●異動の時期は
国民年金の届け出も忘れずに
☎大河原社会保険事務所
☎0224-511311
☎市民課 ☎22-11312

19年度の国民年金保険料

月額14,100円です。4月に社会保険庁から「納付書」の入った案内書が送付されます。

- 国民年金の種類
●第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者や農業従事者、学生などの方(配偶者を含む)。
●第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している方。
●第3号被保険者 第2号被保険者の夫(妻)に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)。

変更前	発生事例	変更後	手続き場所
第1号被保険者	・就職して厚生年金などに加入したとき ・結婚して厚生年金に加入している配偶者に扶養されるようになったとき ・配偶者が就職して厚生年金などに加入し、扶養されるようになったとき	第2号被保険者 第3号被保険者	勤務先 勤務先
第2号被保険者	・60歳になる前に会社を退職し、自営業や無職になったとき ・会社を退職し、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第1号被保険者 第3号被保険者	市町村の国民年金窓口 勤務先
第3号被保険者	・会社をやめてすぐに別の会社に就職し、同じ月内に厚生年金に加入したとき ・就職して厚生年金などに加入したとき ・収入が増えて扶養からははずれたとき ・配偶者が会社を退職したとき	第2号被保険者 第1号被保険者 第3号被保険者	勤務先 市町村の国民年金窓口 勤務先

り、変更手続きが必要になります。

- ④父母、⑤孫、⑥祖父、⑦兄弟姉妹
- ⑧以上の④以外の⑧父母、⑨孫、⑩祖父、⑪兄弟姉妹
- ⑫⑬⑭以外の⑫遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係のあった三親等以内の親族
- ※先順位の方がいる場合、ほかの方は申請できません。
- 申請窓口 福祉事務所福岡蔵本字茶園62-1、総合福祉センター内
- 請求期限 平成20年3月31日
- ※期間内に請求がない場合は受給できません。また、受け付け後、国債が発行されるまで1年ほどかかります。

3月1日から5月31日までは 山火事予防運動期間です

5月31日までは山火事予防運動期間です。この時期は、年間で最も山火事が発生しやすい時期です。山火事によって失われた貴重な森林を元に戻すには、長い年月と多くの労力が必要です。一人ひとりが森林の果たす役割について考えるとともに、次のことに注意して防火意識を高め、大切な森林を守りましょう。

- ①枯れ草などがあり、火災が発生しやすい場所ではたき火をしない
- ②たき火などをした後、その場所を離れるときは完全に消火する。
- ③強風時および乾燥時には、たき火や火入れをしない。
- ④火入れを行う場合は必ず許可を受ける。
- ⑤たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てない。
- ⑥火遊びはしない。

☎生活環境課 ☎22-11314

合併処理浄化槽設置に係る補助について

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする方に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。詳しくはお問い合わせください。

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

公立刈田総合病院紹介

☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

患者さまやご家族の皆さまからいただいたご意見を改善につなげています

当院では外来や病棟など、院内8カ所に「ご意見箱」を設置し、患者さまやご家族の皆さまのご意見を受け付けています。内容は医師や看護師に対するお褒めやご意見、病院業務に関する改善の提案など、さまざまです。ご意見は毎週回収して関係部署に振り分け、できるものから順に改善を行っています。今回いただいたご意見は、病院の正面と北側に設置している、車いすなどで来院される方の駐車場について「一般車両が駐車していても本来必要とする人が止められない」というものでした。ご意見を基に、駐車場の表示板を大きく見やすいものに変更して新たに設置しました。

当院では、今後も患者さまやご家族の皆さまからのご

意見をさまざまな改善につなげていきたいと考えていますので、率直なご意見をぜひお寄せくださいますようお願いいたします。

また、車いすなどで来院される方の駐車場につきましては、ご来院の皆さまのご協力を併せてお願いします。

▲新たに設置した表示板(病院正面の駐車場)

中央ロビーのご意見箱▶